



### 人事・労務に役立つ NEWS

# 事務所通信

発行：社会保険労務士法人 上町労務

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-3-8-201

TEL:06-6948-6098 FAX:06-6948-6096 e-mail:and26360@nifty.com

1  
2024

#### 施行済みの改正

#### 令和5年度補正予算が成立 雇用保険の助成金の見直しも決定

令和5年11月下旬、令和5年度の補正予算が成立しました。これを受けて、それを財源として実施されることになっていた雇用保険法に基づく助成金の見直しが決定しました。その概要を確認しておきましょう。

#### 令和5年度補正予算の成立に伴う雇用保険の助成金の見直し

##### 【対象となる助成金と施行時期】

- 産業雇用安定助成金の見直し [令和5年11月29日～]  
産業連携人材確保等支援コースの新設\*<sup>1</sup>、事業再構築支援コースの廃止
- 両立支援等助成金の見直し [令和6年1月1日～]  
出生時両立支援コース助成金の見直し、育児休業等支援コース助成金の見直し、育休中等業務代替支援コース助成金の新設
- キャリアアップ助成金の見直し [令和5年11月29日～] 正社員化コース助成金の見直し\*<sup>2</sup>

<新設された産業連携人材確保等支援コースの概要：上記の\*<sup>1</sup>>

景気の変動、産業構造の変化その他の理由で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行うため、当該生産性向上に資する取組等に必要な新たな人材の雇入れた事業主を助成するもの。

助成額→計250万円/人（中小企業以外180万円/人）……一事業主につき対象労働者5人分が限度

<正社員化コース助成金の見直し（拡充）の概要：上記の\*<sup>2</sup>>

このコースは、有期契約労働者等の正社員への転換等の措置を講じた事業主を助成するもの。特定の要件を満たした事業主に対しては、加算措置が講じられる。今回、助成額の見直し、対象となる有期雇用労働者の要件の緩和などが図られた。

例）基本的な助成額の引き上げ→支給対象期間をこれまでの「6ヶ月」から「12ヶ月」に拡充し、助成額を次のように見直す

企業規模	これまで	見直し後
中小企業	1期（6ヶ月）で57万円	2期（12ヶ月）で80万円
中小企業以外	1期（6ヶ月）で42.75万円	2期（12ヶ月）で60万円

※左記は、「有期から正規」の場合の助成額。「無期から正規」の場合は左記の半額。

※その他、特定の要件を満たした場合の加算措置あり（加算措置の新設や増額も実施）。

★特に注目度が高い助成金の改正を紹介しました。両立支援等助成金の見直しについても、改めて紹介させていただきます。気になる助成金があれば、気軽にお声掛けください。

#### 要確認

#### 「年収の壁・支援強化パッケージ③／「130万円の壁への対応」の概要

政府が決定した「年収の壁・支援強化パッケージ」には、「130万円の壁への対応」も含まれています。その概要を確認しておきましょう。

#### 「130万円の壁への対応」の概要（首相官邸HPの資料）

##### 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

（例）毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



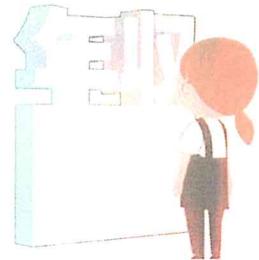
パート・アルバイトの方が、繁忙期に労働時間を延長したことなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業者（会社など）が「一時的に収入が上がった」ことを証明すれば、引き続き配偶者の扶養に入ることが可能。

(次ページへ続く)

★この支援措置を受けるためには、パート・アルバイトの方（被扶養者である方）がご自身の職場から一時的に収入が増加した旨の証明をもらい、その配偶者の方（被保険者である方）が職場における被扶養者の収入の確認時に、その証明を提出する必要があります。

厚生労働省からは、この支援措置に関する様式「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」も公表されています。

この支援措置の内容を詳しく知りたい場合は、気軽にお尋ねください。必要であれば、証明書も用意します。



### 施行済みの改正

## 令和6年1月からの電子取引データの保存方法を確認しておきましょう

電子帳簿等保存制度の見直しにより、令和6年1月からは、申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている方は、注文書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子取引データを保存しなければならないこととされます。施行期日が迫るなか、その保存方法などを分かりやすく説明したリーフレットが国税庁から公表されていますので、紹介しておきます。

.....システム導入が難しくても大丈夫!! 令和6年1月からの電子取引データの保存方法.....

システム導入が難しくても大丈夫!!

### 令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今まで電子取引データをプリントアウトした画面を整理してファイリングしていたけれど、令和6年1月からはどうすればいいんだろう。

以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

**【可視性の確保】**

① モニター・操作説明書等の備付け  
② 検索要件の充足

まずは、①と②を満たしていただく必要があります。  
ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。

仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした画面を整理してファイリングしているわ。

**【真実性の確保】**

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。

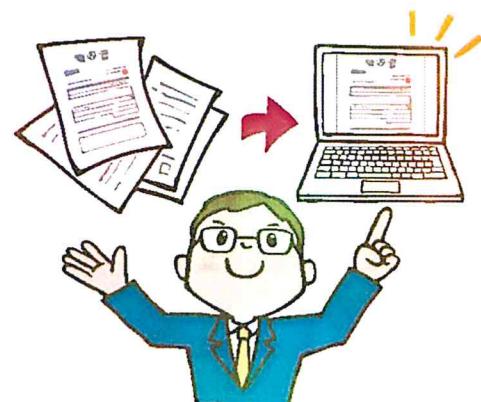
不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。

その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

令和6年1月からは保存要件に従った電子取引データの保存が必要となります。

左のリーフレットは2枚構成ですが、2枚目では、準備が間に合わない場合の対応についての説明がされています。

必要であれば確認しておくとよいでしょう。



★お声掛けいただければ、このリーフレットをお渡します。

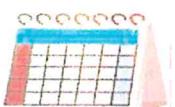


1/10

1/22

1/31

- 12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 納期特例適用 令和5年7月～12月徴収分の源泉所得税の納付
- 12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 11月決算法人の確定申告と納税・翌年5月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 労働保険料の納付（延納3期分）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満／令和5年10月～12月）
- 法定調書の提出（税務署） ● 給与支払報告書の提出（市区町村）



### ◆あとがき◆